

令和7年度 緑化資材の提供事業実施要領（丹波市）

1 事業内容

地域で植栽活動を行う自治会、婦人会又は老人会等の団体（以下「緑化活動グループ」という。）に対し、花苗等の緑化資材を提供し、彩りと潤いのある緑豊かな地域づくりと協働による良好な景観づくりを目指す。

2 対象団体

公民館や道路沿線などの公共的な場所で活動する緑化活動グループ

3 提供資材

花苗、肥料及び土壌改良材等

4 支援限度

予算の範囲内で実施する。

1 団体上限 年間 12,000 円（消費税を含む。）

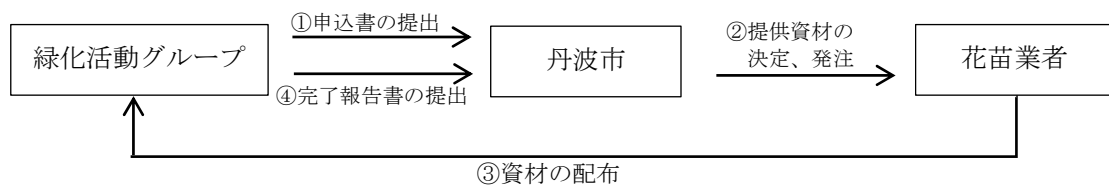
5 申込期間

令和7年4月1日(火) から 令和8年2月27日(金) まで

6 手続き

- (1) 緑化活動グループが、市へ申込書（様式第1号）を提出する。
- (2) 市が、資材の提供の可否を決定し、花苗業者へ資材の発注を行う。
- (3) 花苗業者が、緑化活動グループへ資材の配布を行う。
- (4) 植栽活動完了後、緑化活動グループが市へ完了報告書（様式第2号）を提出する。

【フロー図】



7 その他

- (1) 緑化活動グループ（団体名、代表者等）、活動場所および資材配布時期等から、同一団体と判断できる場合は、資材提供ができません。

8 紹介先、申込書提出先

照会先：丹波市建設部都市住宅課（春日庁舎2階） TEL：0795-74-2364（直通）

申込先：都市住宅課又は各支所